

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年国勢調査によると、本市の人口は 99,368 人と、平成 22 年に比べ 1,184 人減少（1.2%減）した。これを年齢 3 区分で見ると、年少人口（15 歳未満の人口）が 13,121 人（平成 22 年比 8.9%減）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）が 56,755 人（同 5.6%減）、老年人口（65 歳以上の人口）が 28,506 人（同 9.5%増）と少子高齢化が進行した。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、平成 52 年には、85,781 人になり、平成 27 年に比べおよそ 1.4 万人減少すると推計されている。また、平成 52 年における老年人口割合（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、36.2%となる一方、年少人口割合（人口に占める 15 歳未満の人口割合）は、11.1%へ低下すると推計され、人口減少・少子高齢化がさらに進行することが見込まれている。

また、「佐久市人口ビジョン」によると、性別年代別の労働力率が、平成 22 年の水準のままであると仮定した場合、本市の労働力人口は、平成 22 年の 53,017 人から平成 52 年には 42,669 人（平成 22 年の約 80%）、平成 72 年には 34,317 人（同約 65%）になると推計されている。

人口減少は、労働人口の減少、地域経済の縮小だけでなく、地域社会の様々な基盤の維持を困難とすることが予想される。

特に本市では、地区によって人口減少に差があることから、地域資源を生かし、市内各地区の強みをより磨き上げ、「特徴ある発展」を目指すことが求められる。

市内産業の付加価値額をみると、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が高く、この 3 業種の付加価値額は、本市全産業の 6 割強を占めている。

本市の産業の労働生産性※1 は、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサスー活動調査」によると、「金融業、保険業」が 8.5%（長野県 10.7%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 11.4%（同 12.9%）と高い値になっているが、いずれも長野県よりは低い値となっている。

一方、「医療、福祉」が 4.7%（同 4.4%）、「運輸業、郵便業」が 5.2%（同 4.3%）、「複合サービス業」が 7.5%（同 4.1%）、「教育、学習支援業」が 3.5%（同 2.8%）、「農林漁業」3.4%（同 2.2%）となっており、長野県と比べ労働生産性が高く、労働者一人当たりの新たな価値を生み出す力が大きい業種であるといえる。

また、佐久公共職業安定所の「業務月報」によると、平成 30 年 4 月の月間有効求人倍率（実数値）は 1.83 倍であり、平成 29 年 7 月から継続して 1.7 倍を超える高水準にある。

したがって、全産業を通じ、労働力の不足が中長期的な地域の最重要課題であり、地域産業の特色を生かしながら規模を維持し、持続的に発展していくために各産業において生産性の向上が求められている。

※1 労働生産性：一人当たりの労働者の付加価値額を示す値  
(業種別付加価値額／業種別従業者数)

## (2) 目標

先端設備等導入計画を導入促進基本計画の計画期間内で 100 件以上認定することを目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

佐久市の産業は、全産業を通じ、労働力の不足が中長期的な地域の最重要課題であり、地域産業の規模を維持し、持続的に発展していくため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、市内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

優れたアクセスと地域特有の地理的条件、自然環境、産業の集積等を組み合わせ生かしていくため、本計画の対象区域は、佐久市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

市内の全産業で労働力不足の課題を抱えているため、対象とする業種は、全業種とする。

また、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は佐久市の導入促進基本計画を国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・市税を滞納している者は、対象としない。
- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・雇用の安定に配慮すること。
- ・健全な地域経済の発展に配慮すること。